

第 20 回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時： 令和 3 年 4 月 16 日（金）

15時30分 ～

場所： 市役所 大会議室

1 協議事項

（1）分散勤務とリモートワークについて

○ 濃厚接触者の考え方

○ 分散勤務

・分散勤務可能な職員は104名（昨年5月調査時点）

○ リモートワーク

・50名が対応可能

・ライセンス残29

（2）職員行動指針について（改定）

2 その他



職員各位

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職員行動指針（改定）

現在の状況を踏まえて、職員行動指針を次のとおり改定したので、承知のうえ、対応に遺漏のないように願います。

※改定部分アンダーライン

記

1. 共通事項

- (1) 専門家会議の提言を受けて政府が示した「新しい生活様式」を実践すること。
- (2) 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録を積極的に行うこと。

2. 自分が感染しないために取り組むべき事項

- (1) 丁寧な手洗いの励行に努めること。できれば消毒液、石鹸等を使用すること。
(特に、電車、バス、不特定多数が利用する施設等を利用したとき)
- (2) 密閉・密集・密接が重なる場所への出入りは、できるだけ避けること。
 - ① 全国的に感染者の発生が続いている接待を伴う飲食店（いわゆるキャバクラやホストクラブなど）については、利用を控えること。
 - ② 複数人でのカラオケの利用を控えること。
 - ③ 全国的に飲食店等での感染拡大事例が続いていることから、飲み会に際しては、次のことに注意すること。

次のことに注意すること。

- ア なるべく少人数にする。
イ 人との距離を保つか、並んで座るようにする。
ウ 大声を出さないようにし、ドンチヤン騒ぎをしない。
エ お酒は控えめにして、羽目を外さない。
オ 大皿の取り分けはしない。

- (3) 会議等を開催する場合には、次のことに留意すること。
 - ① 一堂に会することの要否を検討する。（参考：持ち回り会議など）
 - ② 開催する場合は、「密閉」「密集」「密接」を避けるとともに、短時間で開催する。
 - (4) 時差出勤制度の活用等により、満員の電車、バスの利用をできるだけ避けること。
 - (5) 体力の保持に努め、抵抗力を損なわないようにすること。
 - (6) 次の地域への移動は極力避けること。やむを得ず移動する場合は、所属長を経由して総務部長に届け出るとともに、移動中の感染防止に十分注意を払うこと。

このほか、まん延防止等重点措置区域など感染が拡大している地域への移動は、訪問先での飲食時に十分注

職員各位

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職員行動指針（改定）

現在の状況を踏まえて、職員行動指針を次のとおり改定したので、承知のうえ、対応に遺漏のないように願います。

※改定部分アンダーライン

記

1. 共通事項

- (1) 専門家会議の提言を受けて政府が示した「新しい生活様式」を実践すること。
- (2) 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録を積極的に行うこと。

2. 自分が感染しないために取り組むべき事項

- (1) 丁寧な手洗いの励行に努めること。できれば消毒液、石鹸等を使用すること。
(特に、電車、バス、不特定多数が利用する施設等を利用したとき)
- (2) 密閉・密集・密接が重なる場所への出入りは、できるだけ避けること。
 - ① 全国的に感染者の発生が続いている接待を伴う飲食店（いわゆるキャバクラやホストクラブなど）については、利用を控えること。
 - ② 複数人でのカラオケの利用を控えること。
 - ③ 全国的に飲食店等での感染拡大事例が続いていることから、飲み会に際しては、次のことに注意すること。

ア 原則4人以下、2時間以内とする。

イ 原則座の配置は斜め向かいにする。

ウ 会話をする際は、マスクを着用する。

エ 箸やコップの使い回しをしない。

オ 感染防止対策に取り組んでいる飲食店を利用する。

- (3) 会議等を開催する場合には、次のことに留意すること。
 - ① 一堂に会することの要否を検討する。（参考：持ち回り会議など）
 - ② 開催する場合は、「密閉」「密集」「密接」を避けるとともに、短時間で開催する。
 - (4) 時差出勤制度の活用等により、満員の電車、バスの利用をできるだけ避けること。
 - (5) 体力の保持に努め、抵抗力を損なわないようにすること。
 - (6) 次の地域への移動は極力避けること。やむを得ず移動する場合は、所属長を経由して総務部長に届け出るとともに、移動中の感染防止に十分注意を払うこと。

このほか、まん延防止等重点措置区域など感染が拡大している地域への移動は、訪問先での飲食時に十分注

県が出す情報などを確認し、慎重に行動すること。

- ① 政府が特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があるとして定めた特定警戒都道府県
- (7) 上記(6)①に規定する地域や海外から移動してきた人(帰省家族等)と同居する場合は、同居開始から2週間は次により対応すること。
 - ① 家庭内での感染防止に十分注意を払うこと。(マスク着用、共用部の消毒等)
 - ② 職員は職場での感染防止に十分注意を払うこと。
 - ③ 帰省家族等や職員に体調異常が現れたら、出勤せずに自宅で待機すること。

3. 他者に感染させないために取り組むべき事項

- (1) 出勤日には、各自検温して自己管理すること。
- (2) 自身に次のような症状(風邪症状)がある場合は、速やかに所属長に報告すること。所属長は、職員の健康状態や直前の行動等を把握した上で、状況により出勤を見合わせるよう指示するなど適切に対応するとともに、速やかに総務部長に状況を報告すること。
 - ① 37.5度以上の発熱がある。
 - ② 喉の痛み、空咳がある。
 - ③ 強いだるさや息苦しさがある。
 - ④ 味覚、嗅覚の異常がある。
- なお、同居の家族に上記症状がある場合は、上記2(7)①、②により対応すること。
- (3) 上記(2)の結果、なお症状が改善しない場合は、次のいずれかにより対応すること。
 - ① 新型コロナウイルス受診相談センター(住所地を管轄する保健所)に相談し、指示に従う。

- ② かかりつけの医院等を受診する場合は、直接行くのではなく、事前に電話で相談する。
- (4) 自身又は同居の家族が新型コロナウイルスへの感染が判明したとき、又は濃厚接触者となったときは、自身に自覚症状がない場合でも、勤務を休み、外出は控えること。
- (5) 上記2(6)①に規定する地域へ移動した場合は、状況により帰国した日の翌日から起算して14日間は自宅待機とする。
- (6) 以上については、病氣休暇又は特別休暇の扱いとする。
- (7) 来庁者や職員への感染防止のため、勤務時間中はマスクを着用すること。

4. その他

職員行動指針の実施に必要な事項は、別途総務課から通知する。

意を払うなど、感染対策を徹底すること。

- ① 政府が特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があるとして定めた特定警戒都道府県
- (7) 上記(6)①に規定する地域や海外から移動してきた人(帰省家族等)と同居する場合は、同居開始から2週間は次により対応すること。
 - ① 家庭内での感染防止に十分注意を払うこと。(マスク着用、共用部の消毒等)
 - ② 職員は職場での感染防止に十分注意を払うこと。
 - ③ 帰省家族等や職員に体調異常が現れたら、出勤せずに自宅で待機すること。

3. 他者に感染させないために取り組むべき事項

- (1) 出勤日には、各自検温して自己管理すること。
- (2) 自身に次のような症状(風邪症状)がある場合は、速やかに所属長に報告すること。所属長は、職員の健康状態や直前の行動等を把握した上で、状況により出勤を見合わせるよう指示するなど適切に対応するとともに、速やかに総務部長に状況を報告すること。
 - ① 37.5度以上の発熱がある。
 - ② 喉の痛み、空咳がある。
 - ③ 強いだるさや息苦しさがある。
 - ④ 味覚、嗅覚の異常がある。
- なお、同居の家族に上記症状がある場合は、上記2(7)①、②により対応すること。
- (3) 上記(2)の結果、なお症状が改善しない場合は、次のいずれかにより対応すること。
 - ① 新型コロナウイルス受診相談センター(住所地を管轄する保健所)に相談し、指示に従う。

- ② かかりつけの医院等を受診する場合は、直接行くのではなく、事前に電話で相談する。
- (4) 自身又は同居の家族が新型コロナウイルスへの感染が判明したとき、又は濃厚接触者となったときは、自身に自覚症状がない場合でも、勤務を休み、外出は控えること。
- (5) 上記2(6)①に規定する地域へ移動した場合は、状況により帰国した日の翌日から起算して14日間は自宅待機とする。
- (6) 以上については、病氣休暇又は特別休暇の扱いとする。
- (7) 来庁者や職員への感染防止のため、勤務時間中はマスクを着用すること。

4. その他

職員行動指針の実施に必要な事項は、別途総務課から通知する。